

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成29年10月10日 ～ 平成30年1月23日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子ども課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する平成28年度民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金、保育対策等促進事業費補助金及び保育所における業務効率化推進事業費補助金

- ・社会福祉法人 そらかぜ 平坂保育園
- ・社会福祉法人せんねん村 中野郷保育園
- ・学校法人大和学園 福地北部保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金

正規職員又は臨時職員の給与、通勤手当及び賞与並びに嘱託医の報酬で、入力誤り又は園の基準を適用したことにより、市の基準よりも過大に支給したものについても補助対象経費とし、補助金を交付していた。

補助金額は市の基準により算定した人件費が上限となるため、補助金額の適正な算出に努められたい。

なお、当該補助金の交付事務については、事務の効率化を図られたい。

(2) 保育対策等促進事業費補助金

補助金の実績報告書及びその添付資料を確認するも、支払いの証拠となる領収書等の添付がされていないため、補助金が補助対象事業に使用されているかのチェックができないものがあった。

補助対象の明確化を図るため適正な事務処理をされたい。

(3) 保育所における業務効率化推進事業費補助金

なし